

平塚市「軽トラ・ファーマーズ」開催要領

1.目的

- (1) 生産者が自分の作った農産物と普段出荷している直売所のPRをする場を設けることで、地産地消の促進を図り、市内直売所等の集客と売り上げの増大につなげることを目的とする。

2.主催 平塚市産業振興部農水産課

3.共催 平塚市「軽トラ・ファーマーズ」

- (1) 出店される生産者それぞれが共催とし、「軽トラ・ファーマーズ」としての一員とする。

4.軽トラ・ファーマーズ登録基準

- (1) 本要領の目的に賛同する、平塚市内で耕作をし、市内直売所等に出荷または出荷を予定している生産者(農業者)
- (2) 年に最低1回は、イベントに出店する生産者(農業者)。特段の理由なく、1年に1度も出店がなかった生産者は、退会とする。(出店予定のイベントが中止になった場合は、1度出店したとみなす)
- (3) 軽トラ・ファーマーズの運営に協力することができる方。
- (4) お客様からの商品・サービスに対する苦情や問題について対応できる方。

5.開催場所及び開催日時

- (1) イベント主催者から要請があった場合のみ、市内の各種イベント等にあわせて、開催。
- (2) 農水産課長が別途認めた場合、定期開催を実施する。

6.出店 出店できる方は次の項目に全てあてはまる方とする。

- (1) 出店は、軽トラ・ファーマーズに登録している生産者(農業者)
- (2) 軽トラック及び軽ワゴン車による販売とする。(ただし、イベント会場の都合によりこの限りではない。)
- (3) 事務局に、売上金額、感想等の情報を提供できるもの。

7.出店品目

- (1)市内で生産される農産物及び加工品とする。(保健所の許可を要する加工品については、各自で手続きを行うものとする。)
- (2)米の場合は、農協の検査を通してもらい、直売所等で売っている袋で販売すること。(消費者が直売所に購入に行っても販売されていないため。)

8.区画 開催ごとに異なるものとする。

9.出店方法

- (1) メールでの照会に、回答できるもの

10.出店料

- (1) 原則無料
- (2) ジ・アウトレット平塚での定期開催時は売上の5%
- (3) 有料イベントに出店する場合は、各生産者で負担するものとする

11.事務局

- (1) 平塚市役所 産業振興部 農水産課 農業政策担当 「軽トラ・ファーマーズ」事務局
- (2) 「軽トラ・ファーマーズ出品者登録申請書」の受付
- (3) 出店の調整

附則

(施行期日)

- 1この要領は、平成28年7月15日から施行する。
- 2この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 3この要領は、令和5年10月16日から施行する。